

糸島市補助金設計書

所管課	農業振興課
-----	-------

補助金名称	中山間地域等直接支払事業補助金
区分	国県制度事業補助
該当例規等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 中山間地域等直接支払交付金実施要領 福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

施策 __ 農業生産基盤を整備し、農産物の低コスト化を推進する

1 補助の目的

農業の多面的機能の維持・発揮のため、中山間地域の集落で定めた協定をに即した農業生産の維持・活動にに対し、傾斜（緩急）等に応じた交付金を交付し、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費の差額相当分）を支援する。

2 成果指標

成果指標：事業内農地の耕作放棄地面積
目標値：H29 0 m² → H31 0 m²

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

中山間地域等における継続的な農業生産活動（作付、維持活動など）を推進する事業

補助対象者

特定農山村法で指定された集落、県が特に認めた地域にある集落

4 補助対象(外)経費

—

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助額 中山間地域等直接支払交付金実施要領に定められた額
国、県、市 各1/3 または国1/2、県1/4、市1/4

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

制度廃止まで継続